

兵庫県教育委員会事務局産休・育休代替職員（総合事務職） 登録試験案内

受付期間 令和6年8月6日（火）～令和6年8月23日（金） [必着]

試験日 令和6年8月28日（水）

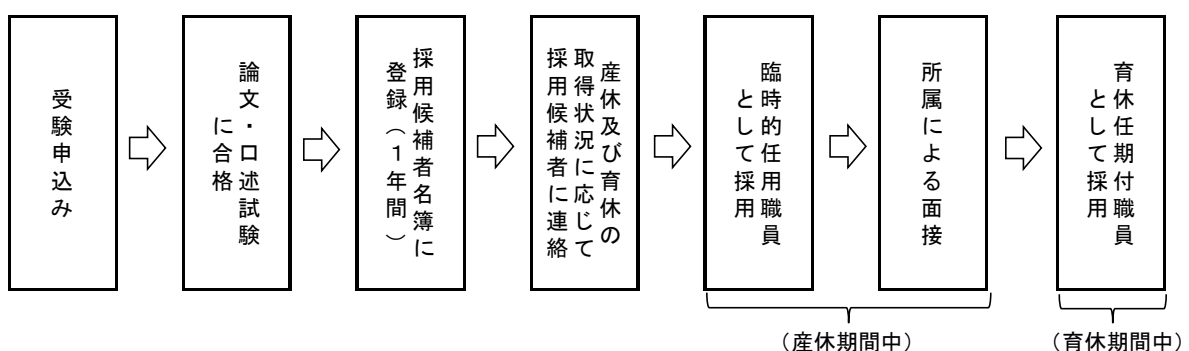
勤務場所 本庁（神戸市中央区）

※本庁舎再編に伴い、教育委員会事務局は10月下旬頃から11月中旬頃にかけて庁舎を仮移転し、東灘区の旧神戸市水道局東部センター（神戸市東灘区田中町5丁目3-23）で勤務予定

1 産休・育休任期付職員について

- (1) 産休・育休代替職員とは、本庁で、産休又は育児休業を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。
- (2) この試験の合格者は、産休・育休代替職員採用候補者名簿（以下、「採用候補者名簿」という。）に登録されます。
- (3) 職員の産休期間中（約4ヶ月間）は臨時的任用職員として、育児休業期間中は育休任期付職員として採用されます。（育休任期付職員の採用は、各所属による面接に合格する必要があります。）
- (4) 育休任期付職員の任用期間は、職員の育児休業期間に応じて決定します（最長約2年10ヶ月）。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。
- (5) 採用は、職員の産休及び育児休業の取得状況に応じて決定するため、合格者ごとに採用時期や任用期間が異なります。
- (6) 職員の産休及び育児休業の取得状況や育休任期付職員採用前に実施される面接の結果によっては、採用候補者名簿に登録されても採用されない場合があります。
- (7) 採用候補者名簿の有効期間は名簿登録の日から1年です。当初の任期終了後も、採用候補者名簿の有効期間中に、新たに産休又は育児休業を取得する職員があった場合には、再度採用される場合があります。
- (8) 採用候補者名簿に登録後、受験申込書に記載していただいた勤務希望地以外から採用の連絡をさせていただく場合があります。
- (9) 産休・育休代替職員への採用は、任期の定めのない職員の任用に際して、いかなる優先権を与えるものではありません。

【採用までの流れ】



2 募集職種・登録予定人員・職務内容

職 種	登録予定人員	職 務 内 容
総合事務職	2名程度	本庁で行う総合行政業務

※登録予定人員は、変更することがあります。
※任用について、9月以降を予定しています。

3 受験資格

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれか（下記）に該当する者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ウ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を理由とするもの以外）

4 申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

- ア 申込締切日までに受験申込書に必要な事項を記入し、写真を貼って、封筒の表に「産休・育休代替職員登録試験申込書在中」と朱書きの上、(2)の申込先まで郵送または持参してください。※原則、郵送でのご提出をお願いします。
- イ 学歴・職歴シート及び自己PRカードは必要事項を記入の上、受験申込書と併せて提出してください。（受験申込書、学歴・職歴シート、自己PRカードはA4縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどせず、ご提出ください。）
- ウ 申込受付者には、試験日時や会場等を記載した案内を電子メール送付しますので、受験申込書にPDF文書が受信可能なE-mailアドレスを必ず記載してください。
※ 8月27日（火）時点でE-mailが届いていない場合は、(2)の申込・問い合わせ先まで電話で照会してください。

(2) 申込・問い合わせ先

申 込 先	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県教育委員会事務局総務課総務人事班（県庁3号館10階） TEL：078-362-3738
-------	---

5 選考試験方法

(1) 論文試験

職員として必要な文章表現力・文章構成力等についての試験を行います。

（出題数1題、60分）

(2) 口述試験

責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います。

（一人20分程度）

(3) 試験日

令和6年8月28日(水) ※試験時間は、申込み後、別途お知らせします。

(4) 試験会場

兵庫県民会館(〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目16-3)

〔申込者多数の場合、上記以外の試験会場になることがあります。その場合は、申込者への案内により別途お知らせします。〕

6 合格発表

試験日の翌日以降に兵庫県ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

※合格者には文書で通知しますが、不合格者への通知は行いませんのでご留意下さい。

7 任用期間

(1) 臨時的任用職員

約4ヶ月間

(2) 育休任期付職員

職員の育児休業期間に応じて決定します(最長約2年10ヶ月)。なお、一つの任期は1年以内とし、勤務実績や職員の育児休業期間に応じて1年度毎に任期を更新します。

8 勤務条件等

(1) 月額給与(給料+地域手当)

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区分	月額
高校卒	186,964円(給料月額170,900円、地域手当16,064円[9.4%]※1) ~ ※2
大学卒	221,425円(給料月額202,400円、地域手当19,025円[9.4%]※1) ~ ※2
上限	272,843円(給料月額249,400円、地域手当23,443円[9.4%]※1)

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

支給割合は給料月額の9.4%~4.4%です。(神戸市内は9.4%)

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります

※3 給料月額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご留意ください。

(2) 諸手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

※給与改定によって手当額等が変わることがあります。

(3) 勤務時間

週38時間45分(7時間45分×週5日)

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります(引き続き更新された場合、繰り越されます。)。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度(有給・無給)の適用があります。

(5) そ の 他

- ・地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- ・受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。